第二十四条第三項第一号中「第三十五条、」を「第三十五条第一項、」に改め、同項第四号中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　法第五十八条の二の主務省令及び法第七十一条の主務省令（法第三十五条第二項、第三十七条及び第五十八条の二の規定の施行に関し必要な事項並びに法第三十五条第二項、第三十七条及び第五十八条の二の規定を施行するために行う法第六十四条第一項の規定による監督、同条第二項の規定による命令並びに法第六十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関し必要な事項を定めるものに限る。）　文部科学大臣

附　則

この政令は、令和二年一月一日から施行する。

文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百七号

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第十八号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和二年三月一日とする。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百八号

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第十八号）の施行に伴い、並びに船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第七号、第十四条第二項、第四十二条第二項及び第五十条第二項並びに同法第四十三条第六項及び第五十一条第六項において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第二十条第四項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十一条の二第二号、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百四十条第二項及び第二百七十条の六第三項、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第三条第三項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（船舶油濁損害賠償保障法施行令の一部改正）

第一条　船舶油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船舶油濁等損害賠償保障法施行令

第一条の見出しを「（原油等）」に改め、同条中「船舶油濁損害賠償保障法（」を「船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号。」に、「第二条第三号」を「第二条第六号」に改める。

第五条中「第三十八条」の下に「、第四十三条第六項及び第五十一条第六項」を加え、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条第一項第四号中「であつて」を「であつて」に改め、同項第五号中「前二号」を「第三号から前号まで」に、「であつて」を「であつて」に、「てん補し」を「塡補し」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者（前二号に該当する者を除く。）であつて、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第七条第二項の規定により同条約の締約国である外国により発給され、又は公認されている証明書において保険者その他保証を提供する者とされているもの

六　外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者（前三号に該当する者を除く。）であつて、二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約第十二条第二項の規定により同条約の締約国である外国により発給され、又は公認されている証明書において保険者その他保証を提供する者とされているもの

第二条第二項中「第三十九条の五第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第二号中「一般船舶油濁損害賠償等保障契約」を「一般船舶等油濁損害賠償保障契約」に、「一般船舶の一般船舶所有者等」を「タンカー又は一般船舶の船舶所有者等」に、「てん補し」を「塡補し」に改め、「及び費用の支払」を削り、「であつて」を「であつて」に改め、同項第三号中「であつて、一般船舶油濁損害賠償等保障契約」を「であつて、一般船舶等油濁損害賠償保障契約」に、「一般船舶所有者等」を「船舶所有者等」に、「てん補し」を「塡補し」に改め、「及び費用の支払」を削り、同条に次の一項を加える。

3　法第五十条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　第一項第一号から第六号までに掲げる者

二　我が国において難破物除去損害賠償保障契約に基づき国土交通大臣が定める総トン数以下のタンカー又は一般船舶の船舶所有者等の損害を塡補し、又は賠償の義務の履行を担保する業務を行う者（専ら当該業務を行う者に限り、前号に該当する者を除く。）であつて、当該業務を適確に遂行するに足りる能力を有すると国土交通大臣が認めたもの

三　外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者（第一号に該当する者を除く。）であつて、難破物除去損害賠償保障契約に基づき船舶所有者等の損害を塡補し、又は賠償の義務の履行を担保する業務を適確に遂行するに足りる能力を有すると国土交通大臣が認めたもの

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（燃料油等）

第二条　法第二条第七号の政令で定める油は、次に掲げる油とする。

一　燃料油（鉱物油に限る。）

二　潤滑油